

許可 第環 R4-3号
令和 4年 12月26日

一般廃棄物処分業許可証

住 所 中川郡本別町上本別10番地3

氏 名 小川建設工業株式会社 代表取締役 小川 哲也

本別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証します。

本別町長 佐々木 基 裕



許可の年月日 令和 5年 1月 8日

許可の有効期限 令和 7年 1月 7日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処理

一般廃棄物の種類 抜根、枝条、草木、流木、ボサ、間伐材、伐木、木くず【可搬型破碎施設】

拔根、伐木(小径木)、草木、枝条、ボサ、木くず【堆肥場施設】

2 許可の条件 環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法、その他関係法律を遵守すること。

3 許可の変更の状況